

平成23年6月28日
新潟市契約課

関係各位

**ほ装工事の一般競争入札参加要件にかかる技術者等の
雇用要件の運用見直しについて**

主要な技能者及び1級舗装施工管理技術者の1年以上の継続雇用「直接的かつ恒常的に雇用していること」の運用を下記のとおり見直します。

1. 運用の見直しについて

○1年以上の継続雇用とは下記の2項目を満たす場合といたします。

- ①入札の申し込みがあった日以前に、3カ月以上の雇用関係があること。
- ②雇用期間が定められていない、又は、1年以上の雇用関係が記載された雇用契約書を交わしていること。

○対象外

- ①直接的な雇用関係を有していない場合
※在籍出向者、派遣など
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合
※一つの工事の期間のみの短期雇用など

○改正適用日 平成23年6月28日以降の入札公告又は指名通知から

2. 上記1に伴う新規登録について

- ①施工体制実態調査票を提出してください。
- ②記入要領、提出書類等は、契約課ホームページ「平成23・24年度の入札参加資格の申請について」を参照してください。

○提出期限 平成23年7月15日(金)(提出期限の消印有効)

○提出先

申請書は代表者印を押印し、郵送で契約課に提出願います。

なお調査票その1～その3については、データ管理を行うためメールで提出願います。メール送信先 keiyaku@city.niigata.lg.jp

また、既に登録業者の方で変更が生じた場合は、「変更申請書」・「施工体制実態調査票(変更)」を提出願います。